

平成27年第2回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成27年2月20日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成27年2月20日
2. 閉 会 平成27年2月20日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

2. 不応招議員

なし

平成27年第2回西会津町議会臨時会会議録

平成27年2月20日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	農林振興課長	佐藤美恵子
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	五十嵐長孝
町民税務課長	新田新也	教 育 長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教 育 課 長	成田信幸
商工観光課長	大竹享		
建設水道課長	酒井誠明		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第2回議会臨時会議事日程（第1号）

平成27年2月20日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 平成26年度西会津町一般会計補正予算（第11次）

閉 会

○議長 おはようございます。

ただいまから、平成 27 年第 2 回西会津町議会臨時会を開会します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいただきます。

事務局長、高橋謙一君。

○事務局長 報告いたします。

本臨時会より、町長より別紙配布のとおり 1 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、2 番、三留正義君、10 番、荒海清隆君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 2 月 20 日の 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 2 月 20 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 5、議案第 1 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算(第 11 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 1 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算(第 11 次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、ただ今、町長が提案理由で申し上げたとおりであります

が、今月 10 日に豪雪対策本部が設置されたことに伴い、自ら除排雪作業をすることが困難な低所得の高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯などに対し、除排雪費用の一部を助成する在宅高齢者等福祉サービス事業費、道路除雪に要する委託料を計上するとともに、大雪により倒壊した園芸パイプハウスの復旧補助金を新規に計上したところであり
ます。

また、道の駅よりっせの脇に整備を予定しております地域連携販売力強化施設について、国の平成 26 年度補正予算事業に要望していたところ、2月6日付けで割当内示の通知がありましたことから、施設整備にかかる経費、農林産物販売強化を図るための経費などを計上したところであり
ます。

以上の財源といたしましては、特別地方交付税や国庫支出金、町債を充当することとし、不足する財源については財政調整基金から充当することといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 26 年度西会津町の一般会計補正予算（第 11 次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 5,384 万 2 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74 億 8,957 万 8 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表、繰越明許費による。

地方債の補正。

第 3 条、地方債の補正は、第 3 表、地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。

6 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 3 千万円は、今次補正の除雪委託料に充当する財源であります。

次に 13 款国庫支出金、2 項 3 目農林水産業費国庫補助金 9,103 万 1 千円は、平成 26 年度国の補正予算事業として割当内示のあった農山漁村活性化プロジェクト支援交付金であります。

次に 17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 821 万 1 千円は、今次補正にかかる不足財源を繰入れするものであります。

20 款町債、1 項 5 目一般補助施設整備等事業債 2 億 2,460 万円は、地域連携販売力強化施設整備事業に充当するための新規計上であります。

次に 7 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款総務費、1 項 7 目支所出張所費 22 万 8 千円は、奥川みらい交流館の除排雪にかかる賃金であります。

次に 3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 345 万 6 千円ありますが、豪雪対策本部の設置に伴い、在宅高齢者等福祉サービス事業実施要綱に基づき、高齢者世帯等に対す

る除排雪経費、1世帯あたり8千円を給付するものであります。

次に6款農林水産業費、1項3目農業振興費3億2,015万8千円は、本年度の国の補正予算事業に採択された地域連携販売力強化施設整備事業にかかる設計監理委託料、及び施設整備費と今後の農林産物等の販売強化に向けた商品開発等にかかる視察研修の経費や、ブランド戦略策定業務委託料などを計上するものであります。また、昨年12月と本年2月に発生いたしました園芸ハウスの雪害による復旧補助金を計上するものであります。

次に8款土木費、1項2目道路維持費3千万円は、今後見込まれる道路除雪にかかる委託料を追加計上するものであります。

次に4ページにお戻りをいただきたいと思えます。

第2表、繰越明許費であります。6款農林水産業費、1項農業費の地域連携販売力強化施設整備事業3億1,796万9千円は、平成26年度国の補正予算事業採択に伴うものであり、当該補正予算の成立が本年2月であったことから、年度内に事業を完了することができないため繰越明許費の設定をお願いするものであります。

次に第3表、地方債補正、追加であります。一般補助施設整備等事業費、限度額は2億2,460万円であります。こちらも国の平成26年度補正予算事業採択に伴う新規計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　2点ほどお尋ねします。

まず1つは、高齢者等のいわゆる除排雪費用の助成なんですけど、これは1件8千円程度だというご説明でありましたが、これ8千円でこの総額を割れば出るのかもしれませんが、いわゆる該当の件数はどれほどあるのか。それと以前このいわゆる同じような高齢者の除排雪費用の助成をしたケースがあると思うんですけど、その際の評価・検証はどのようにされたのか。これは1件程度8千円といえども確かにいただかないよりも相当助かったという声はあろうかと思いますが、果たしてこの8千円というのがよその市町村と横並びのような気がしてどれだけの効果があったのかなど。8千円で、私はその除排雪が全て終わると、まあ貰わないよりはいいと思いますが、そういう思いがあるんで、そのいわゆるどれほどの効果があったのか、検証されたのか、それが1点と。

あともう1つは、地域販売力強化施設なんですけど、先日の全員協議会の中で説明を受けました。今の既存の施設との間に情報ステーションとトイレが、国交省で作りたいということであります。その、先日お尋ねしましたらば、いわゆる新しくできる地域販売力強化施設というのは総面積は、販売面積は変わらないということではありますが、このちょうど今の既存のよりっせとの中間にできる国交省の施設、1年程度工事が遅れるという話を聞いております。これは全部の施設が出来上がるのは一体どのぐらいなのか。それでいわゆる新しくできる施設、真ん中がちょうど、トイレ、情報ステーションの工事がやるような中で、全く問題なく営業ができるというふうに想定しているのか、その

2点をお尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 質問にお答えをいたします。

まず、除排雪費用助成事業の質問にお答えをいたします。まず、該当件数でございますが、今回の除排雪助成の給付対象世帯につきましては、町民税の非課税世帯であり、非同居も含め、子ども等の労力を含め自力で除排雪ができない世帯、それから除排雪作業を他の人に、業者等に依頼をして賃金を支払った世帯というのが給付の対象世帯ということになります。今回該当世帯としては、非課税で自力で排除が困難であろうと思われる世帯が、だいたい 720 世帯ございます。ただ、町内ではなくても若松とか喜多方、子どもが居られる世帯もその中にちょっとあります。その辺までちょっとなかなかこう判断できませんので、そういった方は、そういった世帯については基本的にこの 720 世帯から外れるんですけども、ですので今回予算計上させていただいたのは、その 6 割ということで 432 世帯分ほどを予算計上をさせていただきました。この事業につきましては、豪雪対策本部が設置された年に実施をしております、最近では 22 年、23 年、24 年と 3 年連続豪雪対策本部が設置されておりますので、その際にこの事業を実施しております。それで 8 千円でございますが、8 千円の根拠につきましては、その高所作業の除雪作業賃金で西会津町の建設業協同組合のほうでの単価、1 日単価が 1 万 6 千円でございます、その半分の 8 千円を助成するというような内容になっております。8 千円でよいのかというようにございますが、本当に地域によっては何回もやっているところもございます。1 メーター 50 ですと、町の考え方としては 1 回か 2 回程度実施するというようなことでありまして、全てを助成するというようなことではなかなかちょっと難しい部分がありますので、1 回分のその半分程度の助成というようにすることで実施をしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは、国交省の情報ステーションと 24 時間トイレ、これの整備にかかるご質問でございますけども、前回全員協議会で申し上げましたように現在国交省のほうでは、道路側にあります情報ステーションと 24 時間トイレを今度新しく作ります施設と既存のよりっせの間に移設したいという要望がありまして、現在それに向けていろいろ協議を進めているところでございます。国交省の今の予定でありますと、来年度に実施設計の事業費を予算計上するというように今進めているということでございます。そして 29 年度に工事を着工するというようなことでございます。ですから今の新しい施設とはオープンが 1 年ずれるということで、タイムラグがあるわけですがけれども、当然新しい施設につきましては 29 年、現在のところ夏頃ですけれども、これも実際来年度建設してみてもどの程度で着工してどの程度で内部の整備ができるのか、それによりましてオープンの時期が早まることも考えられるのかなと思っておりますので、そういったオープンの時期と国交省の建設等がいろいろ重なった場合に十分こうオープンの妨げにならないように、またそれから利用者の安全が確保できるよう国交省には要望していきたいなというふうに思っております。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛　　まあ話は、内容はわかりました。まずこの除雪費の助成に関しましては、いろんなよその自治体の報道を見ますとやっぱ同じような助成をしているところがあるということでもあります。前は 22、23、24 年と豪雪対策本部ができたので実施したということでもあります。ただ私はその 8 千円のあり方なんです、いわゆる今 1 人役の半分を助成するということでもあります、もう少しこれ手厚くできないかなと常々思っておりました。まあ 8 千円の根拠はわかりましたけども、まあせいぜい一人分ぐらいの助成はあってしかるべきじゃないのかなということでお尋ねしたわけなんです、そういう検討なんかは実際なされたのか、その点をお尋ねをいたします。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　再質問にお答えをいたします。

8 千円の金額が適当かどうかというような部分の検討につきましては、町としましてもなるべく多く出してその支援をしていきたいという考えは当然ありまして、いろいろと検討はさせていただいたところではありますが、全体的な他の補助制度とかなんかも含めて考えた場合、この金額が妥当かなというようなことでの検討でありました。そういうことで検討させていただいて、今回も 8 千円、過去 3 回やったときと同じ内容での実施ということでさせていただいたということでございます。

○議長　　4 番、渡部憲君。

○渡部憲　　この地域連携、今よりっせのところで作っておられます建物、これから作るわけなんですけど、これ町内の商工業者の方々のそこで商売やってみたいというような申し込みは何件かあったんでしょうか。そういうお話、あるにはあったと聞いておりますけれども。また、町外の方からの申し込みはあったんでしょうか。

それからもう一つ、これもし答えたくないといったら答えなくてもいいんですけど、指定管理者、あそこに 2 人できるという話なんですけど、これも一緒にちょっと、答えられるもんだったら。2 人が、何でかんで 2 人が必要なのかと、そういうこと。

○議長　　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　　地域連携販売力強化施設の中にできます、現在、テナントにつきまして出店者の募集ということで、2 月上旬から募集しております。今のところまだ正式に出店の申し込みとか申請書を出された方はおりませんが、先週、出店者の説明会を実施、出店を希望する方の説明会というのをさせていただきました。その中で関心の持ってもらえる方とか、個人とか事業者関係で 10 組ほどですか、そういった方が説明会のほうにおいでになっていろいろと内容等について聞いた、参加していただいたところでございます。

今回の募集につきましては、あくまでも町内の方ということを対象にしておりますので、町外については今のところ募集をしておりませんので、町外からの問い合わせ等はない状況でございます。以上でございます。

○議長　　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　　指定管理者の関係でございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思っております。

質問の主旨でございますが、よりっせとそれから今の地域連携販売力強化施設がそれ

それぞれ、それぞれに指定管理者を置かなければならないというご質問ということでよろしいですか、はい。

基本的には、1施設1つの指定管理者を置くという形になります。よりっせはよりっせの施設の設置条例がございますし、今回の地域販売力強化施設につきましては昨年の12月に、その設置条例についてご議決をいただいたということでございます。現在、よりっせのほうにつきましては町の振興公社が指定管理ということでございますけれども、もう1つ、地域連携販売力のほうにつきましては、現在その指定管理者の選定作業を行っているということでございます。そこを別々の、その指定管理者になるのか、あるいはそのよりっせと販売力強化施設を一体的にみて、その指定管理者として同じ人を同じ団体を指定するかどうかというのは、その現在委員会の中で、その検討作業を進めているということでございます。なお、今回の地域連携販売力強化施設にかかる指定管理者につきましては、この3月の議会定例会に議案として提出したいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 豪雪対策本部の設置に伴ってのその除雪費、費用の一部の助成についてなんですが、対象の人、対象者の中でやっぱりその8千円の助成を受けても、8千円そのなんていうか、1万6千円かな、その8千円分というか、そうすると8千円が金がなくて除雪できないとか、除排雪できないとか、そういうような問い合わせとか、そういう場合の対応というのはどういうふうになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 除排雪費用助成事業についてのご質問にお答えをいたします。

今回1万6千円の半分の8千円分の助成ということでしております。その残りの8千円がなくて頼めないというのは、困っているというようなことについては、ちょっと今のところ町のほうでもそういった問い合わせ等はございませんし、基本的にはみなさん冬のための除雪というようなことでは毎年考えておられると思っておりますので、その辺については蓄えをもっておられるのかなというふうに考えております。ただ、頼む人、誰か頼む人いませんかというような問い合わせ等は何件かありますので、そういったものについては建設業協同組合のほうにお願いするとか、そういった形でのあつ旋なんかは町のほうでも実施しているというような状況でございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると今まではそういうその事例というか、そういうことはなかったということでもいいですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

今までそういった事例は、町のほうにはきたことはなかったということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほど町長から豪雪対策に関わる場所の除排雪に対応すべく計上の説明をされました。いろいろと以前私も8千円の件について、おただしを申し上げました点があったんですが、以前ある地域においては10万くらいのお金がかかった、そういう農

家も、住民の方もおられた地区もあったわけであって、そこら辺のところ、本当にこの8千円というのは1世帯、本当に適当であるのかどうかというのは先ほど同僚議員からお話があったと思います。そういった点についても私もいささか疑問があるわけです。それが1点。

それから石油の灯油の助成についておただしをしたいと思うんですが、今回そういう部分のがのっかってないと。低所得者の方がいるにもかかわらず、非常に灯油の助成は西会津はないのかなとご期待をされている住民の方もおられます。そういう件について温かい手を差し伸べてはいただけるものがないのかどうか、こういったところ、豪雪対策本部ができたとすれば、そういったところの対策もあってしかるべきではないのかと、こんなふうに思いますが、この2点をお尋ねをいたしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

まず8千円、今何人かの議員のみなさんからお話がありましたが、その8千円の金額であります。基本的には住宅、自分の住んでいる部分の除雪ということで考えておりまして、小屋ですとかそういったところも含めれば当然今言われたように10万とかかかるというような世帯もあるのかなというふうに思いますが、町の助成としましては基本的には居住する住宅の雪下ろし作業にかかる賃金というようなことで考えておりますので、年間何回かやる世帯もあるかもしれませんが、とりあえず1回分の半分程度というようなことで考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

それから灯油の助成でございますが、灯油の助成につきましては過去に1回町でも実施したことがあります。それにつきましては、当時冬になって灯油が急に高く、値上がりしたというようなことがあって、低所得者につきましてはその値上がりには備えがなかったというよう観点から実施したものでありまして、今回につきましては、今年度につきましては当然冬の間、灯油で暖房をとるという部分については備えをしているというようなことがありますので、なおさら今回につきましては、灯油は値下がりをしているということもありまして、今回灯油についての助成は、今回は実施しないという判断でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 値下げになったから灯油助成はしないという、そういう観点で私は質問をしているわけじゃなくて、住民が本当に困っているときにこそ行政の手が一番助け舟になるわけであって、低所得者というのは本当にこの冬、一つ買うについても、20リッター買うについても、18リッター買うについても大変な負担を強いられているわけです。

余談になるかもしれませんが、先般の雪まつりのときに灯油の当たった方がいらした。いやこれはありがたいと、あの声を聞いたときはなるほど、なぜですかといったら、いや灯油が大変なんだと。あれを聞いたときに感じない人間はいないと思えます。いや、そう考えたからこそ、こういう豪雪対策が、本部ができたにせよ、できないにせよ、やっぱり各年の中でこの助成を考えてあげる必要があるのではないかとということも含めて再度お尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 灯油の助成についての再質問にお答えをいたします。

低所得者の世帯が大変であるというのは、当然それは町のほうとしても考えていかなければいけない部分ありますが、低所得者に対しては、町としては税金が非課税であったりとか、その他いろいろな対応はしているところでもあります。灯油につきましては、基本的にはその西会津のような雪の降る地域では、当然みなさんその冬のために備えておくというようなことで、備えがされているという判断で日常生活の範囲内であるというようなことでありまして、今回の豪雪対策本部ができたからということで対応するというようなことは今回考えなかったということでもありますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほど町長の提案理由の説明の中で、地域販売力強化施設の財源として国庫支出金、特別地方交付税そして足りない部分といいますか不足部分を財政調整基金だというようなことであります。この内訳といいますか、その財源の内訳を見ますと町債で 2 億 2,460 万、そしてまた財政調整基金で 821 万だということになっています。その他は国からのお金であると思いますが、結局借金をすればいずれ返さなきゃいけないということでもあります。それでこの配分、町債を、この額を 2 億からのお金を借りると、そしてまた財政調整基金、今おおよそ 10 億ぐらひはあるのかなというふうに思うわけですが、その中で 821 万を財政調整基金から出すというようなことを考えたときに、どのようなそれぞれのいろいろな財政の計画のかなでこういう計算になったと思うんですが、その辺の中身といいますか、どういうことでこのような形になったのかをお聞きをしたいと思えます。分かりますか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回、地域連携販売力強化施設の整備にあたりまして、その財源としましては議員がおただしのように国庫補助金ここで 9,103 万 1 千円ほど、それから町債で 2 億 2,460 万ということがございます。その他若干不足する部分については財政調整基金からということがございます。これだけの大規模事業でございますので、当然補助金は一定の補助基準額に対しての部分しかまいませんので、残りは地方債、町債の活用ということで、町債の性格につきましては議員もご承知のように、長期にわたって大規模事業を整備する際に借り入れて長期で返済して負担を分担化していくということでございます。今回のこの一般補助施設整備等事業債につきましては、いわゆる国の補正予算に伴います補正予算債ということでございまして、この元利償還金の 2 分の 1 については過疎なんかと同じように、その地方交付税に公債費として入ってくると、残り 2 分の 1 については地方交付税の単位費用の中にそれが入ってくるということでありまして、理論的には 10 分の 10 がその償還金に対して来るということでございますけれども、実際単位費用の分については、計算しますと若干差額は出てくるのかなと思えますけれども、基本的には国の補正予算事業に採択されたということで、大変有利な起債として活用を図っていくということでございます。

それから財政調整基金でございますけれども、今回不足財源として 821 万 1 千円ほどトータルで繰入れをさせていただきます。この 821 万 1 千円を繰入れいたしますと補正

後の額といたしましては、8億9,736万4千円となる見込みでございます。なお、この財政調整基金の積立てにつきましては、この後特別地方交付税、まだ確定しておりませんので、そちらのほうの動向によりましてまた若干積み増しができるのかなというふうには考えております。いずれにいたしましても年度末の段階では、約10億近くは留保しておきたいなというふうには考えているところでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 何点かお尋ねしますが、2月の2日臨時議会で除雪費とりました。それでまた今回3千万ということですが、一月の内に2回の臨時会を開いて除雪費というのは、そうは無いのではないのかなと。2月2日の見通しが甘かったのかなと、その後9日と10日かなり雪は降りましたが、この2日間で3千万使ってしまったのかどうか、そこら辺の見通しが、どう思っておられるのかということ、私は甘かったのではないかなという気がしていますが、まあ除雪費無ければ除雪できないわけですからこれやむを得ないでしょうが、やっぱり予算を計上する場合はよくよく見積もってやっていくべきではないのかなということでお尋ねをするわけであります。

8千円の除雪の公助がありました。私は言葉は悪いですが、芸がないといったらいかな、創意工夫がないのではないのかと、現状をきちっと把握してないなと思います。というのは、課長の答弁でも住宅の雪下ろしを基本にして考えているということですが、これ野沢のような住宅連胆地は屋根から雪が落ちないようにしてあって、雪下ろしが年1回か2回だとなるわけです。私らのほうにいくとほとんどの家は雪下ろししない、することない、屋根からゆきがこけるから。ここら辺の対応を、そういう家と屋根から雪が落ちるとしょっちゅう雪かきしなければならぬわけだから、それがいっぱい溜まってしまってそれを切ると屋根から雪がどさっと落ちてきて、人が怪我したり埋まったりなんていうこともあるわけで、やはりそういう点では、私はその屋根の雪下ろしよりも私らのほうの常に屋根から雪落ちてくるそういうの配慮すべきではないのかなというふうに思いますが、そういう実態を掴んでおられるのか、私はそういう常に雪の降りる家庭にはもっと援助というか、してもいいのではないのかと。それともう1つ気にかかっているのは空き家ですが、これ住んでいない人は致し方がないといっているか悪いか、ただ冬の間だけ施設に入る、子どものところに行って、こういう家も年々多くなってきているんです。そうするとそのじゃあ、その家は屋根から落ちた雪はそのままですから、そうすると心配されるのが春先の雪消えるときにその屋根の軒先が傷むということが心配、現にそれきちっと対応しないと軒先が壊れんだ。そういう点も豪雪対策本部としても考慮しなくてはならないのではないのかなと。その4月になって無事帰ってくる、家に、玄関に入れないなんていうような、まさかそういうことは無いでしょうが、やはりそういうところも豪雪対策本部として私は検討する必要があるのではないのかなと。まあいずれにしましても今予算化されておらないようですが、やっぱりきめ細かな対策というならばそこら辺まで、私は考えて除雪対策しなくてはならないのではないかなと、この件に関してのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

あとパイプハウスの2分の1、4分の1とありましたが、もう少し具体的に2分1のケースはこういうケースだと、4分の1は4分の1こういうケースだということを説明を

していただきたいと思います。

それから雪下ろしで今6番議員が言ったように10万もかかったという話であります。そういう場合の税の控除の対象になるのかならないのか、する方法はないのか。農作業の雪下ろしにかかったとなれば税の控除の対象になるのか、住宅はなるのかならないのか。それも併せてお尋ねをします。

それから情報ステーションですが、聞けば一緒に工事ができないと。国土交通省、国は遅れるということですが、なぜこんなふうになってしまったのかなど、できれば一体にやることによって、やることが望ましいわけです。そうすると、国土交通省と町との意思の疎通が十分でなかったからか、なかったからこういうことになったのではないかなというような気がするわけですが、そういう点ではどうお考えか。それをお尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪費のご質問に答えいたします。

除雪につきましては、去る2月2日の臨時会におきまして除雪費の補正をご議決賜ったところでございます。その際除雪の委託料につきましては、1億5,800万円となりまして、過去の委託料といたしましては最高額となったところでございます。この時点におきましては十分間に合うというような認識でございましたが、2月におきましては、2月の降雪におきまして、通常は降雪につきましては夜降って朝方除雪し、また次の日また夜降って朝方除雪するというようなパターンでございますが、今冬におきましては寒気が居座りまして、寒波が居座りまして何日も雪が降り続くというようなことございまして、朝除雪してまた夕方除雪しなくてならないというようなことが2月におきましては6日ほど発生しております。それによりまして1日2回除雪しなくてはならないというようなことで、除雪回数が増えてまいりまして除雪費に不足が生じるというような事態でございました。今後につきましてはそのようなことも加味しながら、除雪費の積算をしていきたいというようなことでございます。そのような理由で今回補正予算についてお願いするものでございますのでご理解願いたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 除排雪費用の助成事業のご質問にお答えをいたします。

先ほど私、住宅の屋根の雪下ろしというようなことで、1人分の半分の助成というようなことで申し上げましたが、その雪が常に落ちるような世帯についての対応というようなことでございますが、当然そういった世帯、あと西会津、今高齢化率も上がってまして一人暮らし世帯、高齢者世帯が増えております。そういった世帯の除雪対策につきましては、当然町でもやっぱりいろいろこれからしっかりと考えていかなければいけないというふうに考えております。それにつきましては、今回の助成ではなくて総合計画、今回の総合計画の中でも除雪支援隊の整備というようなことで掲げておりますので、そういったそういう支援隊的なものを整備して、そういった一人暮らし、高齢者世帯等についての支援をこれからしっかりと考えていければと考えております。

それから空き家のことですが、空き家につきましては、空き家というか、今回のこの事業の中では病院に入院されている方とか冬季間子どもさんのお宅に行って空

き家に行っている世帯につきましても、今回の事業では対象にはなっておりますので、向こうに行って誰か頼んでやったような場合についてはこの事業で対応できるということでございます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ハウス倒壊の補助の内容についてご説明をいたします。

これまでハウスの倒壊等この部分の事例につきましても、地域として異常天候だったり、豪雪、豪雨、暴雪風警戒警報が出ていたようなとき、あとは地域一体として警報は出ていなくても異常気象だったというようなときは、個人の管理責任を超える災害ということで、個人負担の2分の1を補助しておりました。

今回条件緩和した内容であります。この事例につきましても一定の管理はしてはいたんですけども、その管理のやり方が一部不具合があった。例えば支柱の本数だったり材質だったりちょっと規定のものより若干劣っていた部分があったということで、使用者としての責任が一部あるのではないかとということで、4分の1ということで内容を改正しまして、ただこれから使用者としては冬作に取り組もうとしていた意欲もありますし、通常の管理は行っていたという部分もありますので、2分の1ではなくて4分の1という補助の支援をして、来年、春からの再開、営農再開の支援を行ってきたいということでもあります。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 税の控除についてのご質問にお答えをいたします。

一般住宅にかかります雪下ろしですとか除排雪の賃金、人を頼んでやった経費ですとか、そういったものに対する税の控除はございません。よって、例えば一般住宅で除雪機を買ったり修理をしたり、そういった経費についても現在のところ税の控除はないということでもあります。先ほど議員が申されました農業用に使う除雪機でありましたら、その使っている割合、住宅にも使う農業用にも使うということで、その使用割合によって農業分についての控除、減価償却、燃料、修繕等の経費は認めておるところであります。以上です。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは情報ステーションについてのご質問にお答えしたいと思います。

今次 25 年度の補正で実施設計について農水省のほうから割当内示というようなことで、そういった補助事業が使えるというようなことでお話がありまして、そういったお話を受けてこういった施設を作るということをお交省、特に窓口となっておりますのが郡山国道事務所ですけども、そちらに伺いまして一応こういう計画というようなことでお話をさせていただきました。国道事務所さんも当然商業団地ということで、そこに施設ができるということはそれまでも認識していたというようなお話でございました。今回の施設の設計図を説明するにあたりまして、町としましてもこういった情報カウンターなどを設けているいろいろな道路状況のモニターなどを設置できるようところも整備しますというようなことでお話しながら、国道事務所さんともそういったことで協議しながら道路利用者に対するサービスの向上を図ろうというような、そういったことで協議を詰めてきたところでございますけれども、国道事務所さん側もいろいろと整備局、

それから本省とお話している中におきまして、やはり今道路側にある道路ステーション、そちらの利用率が低いというようなことで、そういったことでできれば今のよりっせ側、そういった本体側に設置できないかというような、その協議の中でいろいろとそういった話が出てきたというようなことでございます。最終的に国交省さんとしても自分たちで予算を獲得して、そして単独で情報ステーションと24時間を設置したいというようなことに、そういったことを要望されまして、結局実施設計それから工事費を取ることになりますと、うちの整備とは1年遅れのそういったタイムラグが生じるという、そういった結果になったところでございます。ですからこの事業は、始まる時点ではそういったことで国交省さん側ともいろいろ協議を詰めてきたというそういう結果でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 パイプハウスですが、これ一番心配するのはこういうことによって意欲が無くなってしまうという、パイプハウスを導入している方々は意欲があっておやりになってますから、そういう心配はよほど無いのかなと思っているんですが、ちょっと外れるわけでありまして、60代の人でさえ今コンバイン使うことができなくなってしまったら俺あと百姓やめるんだ、米作りやめるといふ人が出てきているから、そこら辺これを機会にやっぱり引き続き耕作していくという意欲のあるような施策、政策をとって欲しいなということをご要望申し上げます。

それから除雪ですが、入院、施設にいる方でも対象ということですが、その人に誰が連絡してどういうふうになって、そこまで言わないほうがいいか、ただそういう点ではそういう実態等をやっぱり区長さん等をお願いをして、何件あって、そういう気があるかないか、そこら辺までやるべきだなと私は思いますがいかがですか。

それから除雪ですが、年平均だいたい1日2回出る、私らのほうなんか1日3回出るときもありますから、そういう点では大変だなと思っておりますが、しかし毎年除雪をしてきていて2月は何回1日2回しなくてはならないかなと、そういう平均があるのではないかなと。私はその平均以内ではないのかなと思って、9日、10日は雪はひどかったが、それ以外はそうひどいなと私見ていませんでしたのでそういうお尋ねをしたわけですが、そういう点では最初の見積り、2日の日の見積りよりもオーバーした、してしまったから、しそうだからということで今回になったのかということをお尋ねしておきます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 除排雪経費の助成の再質問であります。今回の事業につきましては先ほど言った720世帯ほどの対象世帯がありますので、その世帯の方に対して、今回は民生委員の方をお願いして通知なり調査をしていただくと、それで民生委員さんのほうから声をかけていただいてやるというようなことで考えてますので、空き家の方に対してもそういったことでの対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪費のご質問にお答えいたします。

通常2月ですと、山沿いについては2回3回と出るのが多いわけなんです。通常全

体的に1日2回出るというのが、2月の月にはだいたい3回くらいということで、うちのほうでは見積もってあるわけなんです、今回につきましては全部、全路線2回ずつ出たというのが6日も2月に続いたというようなことで、そのようなことで除雪費に不足が生じたということでございまして、今現在につきましては除雪費は、2月17日現在におきましては、あと残が1,400万しかないというようなことでございますので、今回3千万ということで多少余裕を持たせていただきましたが、お願いするものでありますのでご理解願いたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり。）

○議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、平成26年度西会津町一般会計補正予算（第11次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成26年度西会津町一般会計補正予算（第11次）は、原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長　議会臨時会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会臨時会に提出いたしました一般会計補正予算については、原案のとおりご議決をいただきまして誠にありがとうございました。

審議の中でいただきましたご意見等につきましては、今後執行するにあたり十分配慮してまいりたいと思います。今後ともご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。

まあもうじき3月を迎え、春の兆しも感じられる時期になりましたが、まだまだ寒さ厳しき折、これからの降雪も油断を許さない状況にあります。雪崩や除排雪での災害、事故等のないように、さらに注意を喚起してまいりたいと思います。

議員各位におかれましては、健康に十分留意され、議会活動にますますご活躍をされますようご祈念申し上げます。あいさつといたします。

本日はありがとうございました。

○議長　これをもって、平成27年第2回西会津町議会臨時会を閉会します。

（11時11分）